

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が土曜日、  
休日は、  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の新設等

青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の役員の就退任(三件)

土地改良事業の認可(二件)

土地改良法による換地処分

廃川敷地の生成

収入証紙の小売りさばき人の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第七百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び

廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による別府地区上田工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字  
の名称

大字別府字別府  
ノ上ミ

同上の区域(昭和五十九年十二月二十七日現在の地番による。)

大字別府字棚田三六二の五

大字別府字幸ノ神道ノ下四〇二の三、四〇二の五、四一〇、

四一〇の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地

大字別府字井手桁の全域

大字別府字松ノ前の全域

大字別府字金谷口川添四七〇、四七一、四七一内第一、四

七一の二、四七一一次一、四七一一次二、四七二、四七二の一

から四七二の三まで、四七三の二及びこれらと一体をなす

国有地

大字別府字葉ノ木ノ下四七四、四七四内第一、四七四内第

二、四七四一次一、四七五の一、四七五の二及びこれらと一

体をなす国有地の一部

大字別府字カウノダイ川添四七七の一、四七七の二、四七

八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字別府字カウノダイ四八六、四八六内第一、四八六内第

二、四八六一次一、四八七の一、四八八の一、四八八の三及

びこれらと一体をなす国有地

大字別府字橋向八五七と一体をなす国有地の一部

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月二十七日現在の地番による。）
大字別府字棚田	大字別府字棚田のうち三六二の五以外の区域
大字別府字幸ノ 神道ノ下	大字別府字幸ノ神道ノ下のうち四〇二の三、四〇二の五、 四一〇、四一〇の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす 国有地以外の区域
大字別府字釜谷 口川添	大字別府字釜谷口川添のうち四七〇、四七一、四七一内第 一、四七一の二、四七一次一、四七一次二、四七二、四七 二の一から四七二の三まで、四七三の二及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域
大字別府字葉ノ 木ノ下	大字別府字葉ノ木ノ下のうち四七四、四七四内第一、四七 四内第二、四七四次一、四七五の一、四七五の二及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別府字カウ ノダイ川添	大字別府字カウノダイ川添のうち四七七の一、四七七の二、 四七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区 域
大字別府字カウ ノダイ	大字別府字カウノダイのうち四八六、四八六内第一、四八 六内第二、四八六次一、四八七の一、四八八の一、四八八 の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別府字橋向	大字別府字橋向のうち八五七と一体をなす国有地の一部以 外の区域
廃止する字の 名称	大字別府字井手桁、大字別府字松ノ前

鳥取県告示第七百四十六号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）  
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図  
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 名	発 行 記号等	類 別
1981	雑誌その他 の刊行物	サ・写真 8月号	雑誌コード F140 63-8	東京三社社
1982	"	ヒロス ノカーカス No.9 マノコ フェラチオD日本番	E F- 9-E	傑アツブル社
1983	"	イブアラックス 奥女は退屈 本生奥女調教鬼	E V- 8-E	アリス出版
1984	"	強姦探偵物語 泡姫様	F F- 1-9	アリス出版
1985	"	女子大生性白書	F G- あA	アリス出版
1986	"	少女白書 悶絶娘 鮮烈局部	S H- 9-E	トライビジョン
1987	"	性 欲情満開 欲しがる女の徹底研究	E S- 8-E	Do 企画
1988	"	U R Aビデオ撮影現場	F F- チ1	Do 企画
1989	"	Hhneel	H H- 9-E	Do 企画

1990	"	せつこの初夜	C1-R1	画报社
1991	"	ビデオスクラソノブル 女高生SEX日記	V-S-E 9-1	なし
1992	"	しゃぶりの恋 もも色の恋	F-G-T B	なし
1993	"	バナナ VOL.4 バナナジンをなめて布くはない	F-G-T C	なし
1994	"	セクシーテクシヨン 8月号	雑誌 0551 F 05622 7/15	株式会社サン出版 株式会社三世社
1995	"	写真CAN 7月号	雑誌 1938 F 08938 7/31	三和出版株式会社
1996	"	流行写真 8月号	雑誌 1522 F 08938 7/26	三和出版
1997	"	実話時代8月創刊号	雑誌 1178 F 08938 7/26	三和出版
1998	"	フアンフアン 7月号	雑誌 0866 F 08938 7/31	三和出版
1999	"	漫画ハーレム 8月号	雑誌 0831 F 08938 7/31	株式会社笠倉出版
2000	"	誘惑マガジン	雑誌 0866 F 08938 7/31	株式会社笠倉出版
2001	"	聖女男ったらし	雑誌 0831 F 08938 7/31	株式会社笠倉出版
2002	"	劇画スペシヤル 8月号	雑誌 0866 F 08938 7/31	三和出版
2003	"	漫画聖少女館 8月号	雑誌 0866 F 08938 7/31	三和出版
2004	"	漫画ダイナマイト 8月号	雑誌 0866 F 08938 7/31	三和出版
2005	"	漫画ラヂオタック 8月号	雑誌 0866 F 08938 7/31	三和出版

2006	"	漫画オリンピア 8月号	雑誌 0775 F 0775 87-8	辰巳出版
2007	"	月刊実話 創刊号	雑誌 1360 F 0866 31-8	株式会社松文館
2008	"	漫画カルメン 8月号	雑誌 1832 F 0866 31-8	株式会社蒼電社
2009	"	漫画エロトラゾ 8月号	雑誌 1832 F 0866 31-8	株式会社蒼電社
2010	"	漫画ローレンス姦夏 8月号	雑誌 0521 F 0866 31-8	株式会社綜合図書
2011	"	実話ニッポン 7月20日増刊号	雑誌 0145 F 21984 7/26	竹書房
2012	"	テクシヨソカメラ 8月号	雑誌 0145 F 21984 7/26	フニマガジン社
2013	"	特ダネ最前線 7月26日号	雑誌 0145 F 21984 7/26	株式会社日本文芸社
2014	"	話のチャンネル 7月19日号	雑誌 0145 F 21984 7/26	株式会社日本文芸社

鳥取県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大沢池土地改良区から役員が退任し、及び就任した員の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次  
退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口益男 鳥取市滝山三二二一

谷口清水 三〇三

谷口和治 三一

山本貢 三三九

米沢豊 三〇四

伊藤秀雄 二九七

伊藤憲男 二九八

谷口晋一郎 百谷二四〇

河口芳行 二三〇一六

上山秀治 一九二

河上博昭 二三三三三

浦木清春 滝山三四六

伊藤博人 二九九

柳原久光 二四一

田淵隆治 百谷六〇

昭和六十年四月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤憲男 鳥取市滝山二九八

伊藤秀雄 二九七

山本貢 三三九

米沢豊 三〇四

福田富雄 三五五

滝山良通 二九六

森本誠 三四一

谷口晋一郎 百谷二四〇

上山秀治 一九二

河上博昭 二三三三三

中村潔 四四

柳原久光 滝山二四一

田淵隆治 百谷六〇

伊藤博人 滝山二九九

浦木富近 三四六

昭和六十年四月三日就任 任期二年

鳥取県告示第七百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 新田忠夫 鳥取市江津六七九

青木充宏 六六八

松本秀頼 四〇五―五

松浦安治 六三一

" 松本輝久 " 三九八一  
 " 小谷春光 " 秋里二三  
 " 山形邦彦 " 八五九  
 監事 小谷善之 " 八二〇  
 " 松下清寿 " 江津六二八  
 昭和六十年四月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 新田忠夫 鳥取市江津六七九  
 " 青木充宏 " 六六八  
 " 松本秀頼 " 四〇五―五  
 " 松本輝久 " 三九八一―一  
 " 中村幸治 " 六五四  
 " 木下秀美 " 秋里八四五―二  
 " 木下久七 " 八〇九  
 監事 松下清寿 " 江津六二八  
 " 吉田利明 " 秋里八〇二  
 昭和六十年四月十七日就任 任期二年

鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本善徳 鳥取市八坂二〇五  
 " 下田喜久治 " 宮長九五  
 " 谷沢利喜造 " 中大路七三  
 " 山本榮人 " 円通寺二八八  
 " 藤井哲三郎 " 叶二〇三  
 " 西村兼男 " 国安八〇―一〇  
 " 岸本喬 " 馬場二二七―三  
 " 新行雄 " 古市二八〇  
 " 下田毅 " 西大路一三七  
 " 山根仁 " 橋本三八  
 " 霜田文五郎 " 的場七一  
 " 吉川政陽 " 吉成四三五  
 " 村山寅治 " 雲山一〇七―一  
 " 種田孝徳 " 国安五三九―五  
 監事 有本健太郎 " 富安二丁目六八  
 " 岸本秀太郎 " 美和一二八  
 " 米沢寿男 " 雲山一〇一―一  
 " 奥村幸雄 " 馬場三五二  
 昭和六十年四月五日退任

就任した役員の名及び住所

理事	岡本善徳	鳥取市八坂二〇五
"	下田喜久治	" 宮長九五
"	山本恭人	" 円通寺二八八
"	吉川政陽	" 吉成四三五
"	谷沢英一	" 中大路七三
"	霜田文五郎	" 的場七一
"	種田孝徳	" 国安五三九一五
"	前田和三	" 叶三七四
"	田中治男	" 西大路一一八
"	山根剛	" 蔵田二三四
"	西村兼男	" 国安八〇一一〇
"	市村正央	" 雲山一九九
"	藤岡芳満	" 古市三〇三
"	中村藤雄	" 馬場二三八
監事	岸本秀太郎	" 美和一二八
"	西尾義昭	" 数津一六四
"	米沢寿男	" 雲山一〇一一
"	中尾重夫	" 馬場二四三

昭和六十年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業絹見地区農用地造成）を昭和六十年七月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業志津谷平地区区画整理）を昭和六十年七月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町から同町が行う土地改良事業に係る別府地区上田工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十三号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名 称

千代川水系に係る一級河川私都川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年七月十六日

三 廃川敷地の位置

八頭郡郡家町大字池田字浅原下分四六三一―一地先から同大字字下田四六六一―一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 二、三五二・六四平方メートル

鳥取県告示第七百五十四号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和六十年七月十五日	四五四	境港市竹内町四二二―一	株式会社山陰合同銀行境南支店	境港市竹内町四二二―一 株式会社山陰合同銀行境南支店